

# 北上市耐震改修促進計画

令和8年4月

北上市

# 目 次

1	計画の概要	1
	(1)計画の目的	
	(2)計画の期間	
2	住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況	1
	(1)想定される地震の規模と建築被害の状況	
3	耐震化の現状及び目標	1
	(1)住宅の現状と目標	
	(2)公共建築物の現状と目標	
4	建築物の耐震診断等の促進を図るための施策	3
	(1)市民の役割	
	(2)市の役割	
	(3)市の取り組み方針	
	(4)市が取り組む具体的施策	
5	その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	6
	(1)関係団体等による協議会	
	(2)その他	
	(資料)	
	凡例・用語	

## 1 計画の概要

### (1) 計画の目的

この計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき、本市の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的として策定するものです。

### (2) 計画の期間

令和8年度～令和12年度の5年間とします。

## 2 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

### (1) 想定される地震の規模と建物被害の状況

北上市では、北上低地西縁断層群北部地震及び北上低地西縁断層群南部地震を想定した内陸直下型地震は、マグニチュード（M）最大7.4、最大震度6弱と想定されています。岩手県地域防災計画によれば、建物被害は、北上低地西縁断層群北部地震では岩手県全域で5,313棟（全壊棟数）、北上低地西縁断層群南部地震では岩手県全域で1,763棟（全壊棟数）と想定されています。

## 3 耐震化の現状及び目標

### (1) 住宅の現状と目標

#### ①耐震化の現状（令和6年度）

住宅総数31,919棟のうち28,525棟（約89%）が耐震性有りと推計されます。

R6 北上市 (単位：棟)

総数	旧耐震基準による建築物(～S55)		新耐震基準による建築物(S56～)	耐震化率※
		うち耐震性あり		
A	B	C	D	E
31,919	5,276	1,882	26,643	89%

※耐震化率  $E = (C + D) / A$

## ②耐震化の目標

耐震化率を92%とすることを目標とします。

R12（予測） 北上市 （単位：棟）

総 数 F	旧耐震基準 による建築 物（～S55） G		新耐震基準 による建築 物（S56～） I	耐震化率※ J
	うち耐震性 あり H			
33,300	4,400	1,600	28,900	92%

※耐震化率  $J = (H + I) / F$

## ③耐震診断の目標

平成17年度から令和7年度までに267棟実施され、令和8年度から令和12年度までに15棟実施することを目標とします。

### (2) 公共建築物の現状と目標

耐震化の現状と目標は、特定既存耐震不適格建築物のうち、次の規模要件を満たす建築物を対象とします。

小学校、中学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
市営住宅、庁舎	階数3以上かつ1,000㎡以上

### ①耐震化の現状（令和6年度）

小中学校、市営住宅及び庁舎は、すべて耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた建築物についてはすべて耐震改修を実施しました。

### ②耐震化の目標

○小中学校

・耐震化率100%を達成しており、引き続き適切な維持管理を行います。

○市営住宅

・耐震化率100%を達成しており、引き続き適切な維持管理を行います。

○庁舎

・耐震化率100%を達成しており、引き続き適切な維持管理を行います。

## 4 建築物の耐震診断等の促進を図るための施策

### (1) 市民の役割

住宅の耐震化の促進のためには、市民が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、耐震化に取り組む必要があります。

### (2) 市の役割

- ・住宅の耐震診断を行いやすい環境の整備に取り組みます。
- ・市の施設が防災対策上重要な位置づけにあること、市の施設の耐震化に対する積極的な取り組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断、耐震改修に取り組みます。

### (3) 市の取り組み方針

#### ①住宅に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・市民にとって最も身近で生活の基本となる木造住宅に対する耐震診断を積極的に促進していきます。
- ・耐震診断により耐震改修が必要な木造住宅の所有者が安心して耐震改修工事を実施できるよう積極的に支援します。

#### ②市の施設の耐震診断・耐震改修の率先実施

- ・市の施設は、率先して耐震診断、耐震改修に取り組みます。特に地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設を優先的に耐震診断、耐震改修を進めます。

#### ③耐震対策推進に向けた建築関係団体等との連携による普及・啓発

- ・県、市に加え、建築関係団体等と協力した体制を構築し、一丸となって普及・啓発を行います。
- ・市民に対して、地域の防災性、耐震対策の重要性、必要な対策などの情報提供を行い、市全体の耐震化への意識を高めるための活動を建築関係団体等と連携して推進していきます。

#### ④緊急輸送道路の交通の確保への取り組み

- ・地震時に緊急物資を円滑に輸送するため、緊急輸送道路の交通の確保に取り組みます。

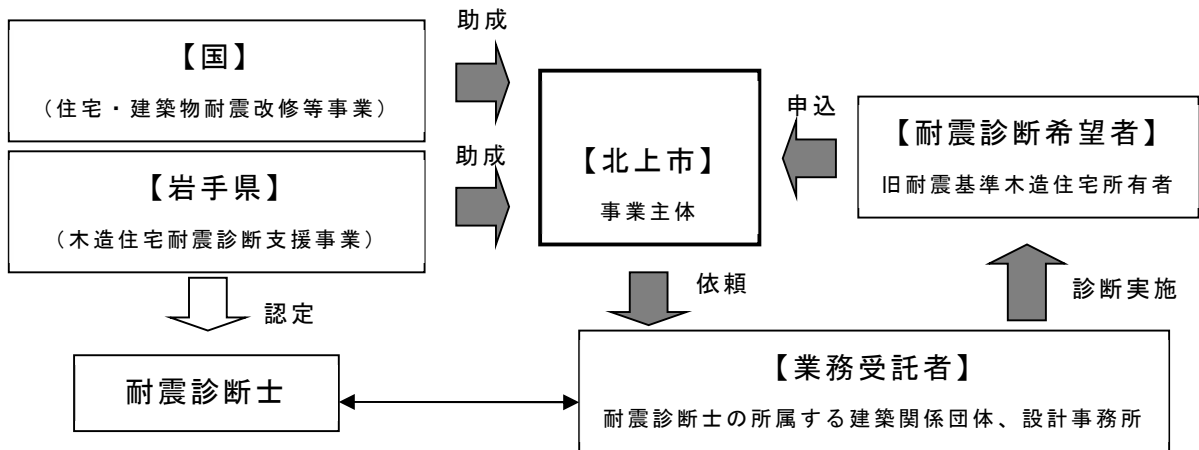
### (4) 市が取り組む具体的施策

#### ①住宅に対する耐震診断等のための環境づくり

●木造住宅耐震診断支援事業（重点項目）

市が事業主体となり、旧耐震基準による木造住宅を対象に、耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。

<イメージ>

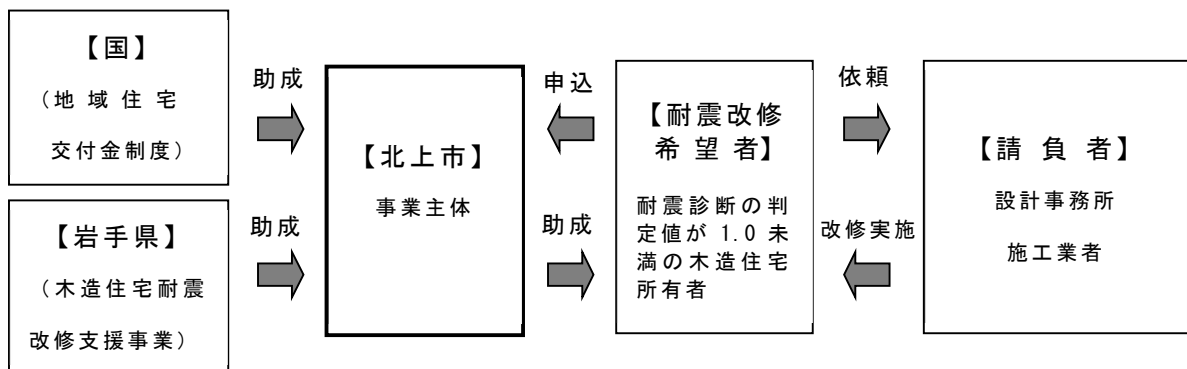


・耐震診断実施の推進を図るため、リーフレットを作成するとともに、広報等に記事を掲載し、当該事業の内容を広く市民に周知していきます。

●木造住宅耐震改修支援事業（重点項目）

耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅を対象に、耐震改修工事への助成に取り組みます。

<イメージ>



- ・「北上市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を毎年度策定し、住宅耐震化の目標、取り組み内容を明確にするとともに、前年度の取り組みを評価し改善策等を公表します。
- ・木造住宅の所有者が、安心して住宅の耐震設計や耐震改修を行えるよう「いわ

て木造住宅耐震改修事業者登録事業者一覧」などの情報提供をしていきます。

## ②市の施設の耐震診断、耐震改修の率先実施

・市立小中学校、市営住宅及び庁舎は、耐震化率100%であり、今後とも適切な維持管理に努めます。その他の施設においては、各々の立地状況や改修・建て替え予定を考慮しながら、震災時に避難場所や防災活動の拠点となる施設を優先的に耐震診断、耐震改修を進めます。

## ③耐震対策推進に向けた建築関係団体等との連携による普及・啓発

・岩手県、社団法人岩手県建築士会、社団法人岩手県建築士事務所協会等関係機関と連携を図り、地域に密着した耐震化の普及に自治会等と協力し、積極的に取り組んでいきます。

・耐震診断や耐震改修の重要性及びリフォームに併せた耐震改修を紹介するパンフレットを市民に効果的に配布します。

## ④緊急輸送道路の確保への取り組み

県が行う、県及び市町村の地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路や避難道路に面する、災害時に倒壊のおそれがあり、一定の高さを超える既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修を実施するよう文書による指導等に協力し、耐震化を促進します。

## 5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

### (1) 関係団体等による協議会

県、市町村及び建築関係団体等の関係者で構成する「岩手県耐震改修促進協議会」に参加し、耐震診断や耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ります。

### (2) その他

この計画は耐震化の促進状況や新たな施策の実施に合わせて、必要に応じ見直します。

※凡例・用語

北上市耐震改修促進計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部除却又は敷地の整備をすること
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による基準
既存耐震不適格建築物	地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物
特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）
要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進法第5条第3項第1号または第2号の規定により耐震診断の結果の報告の期限に関する事項などが計画に記載された建築物
北上市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム	住宅の耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価・公表し、住宅の耐震化を推進する計画